

6.3.3 環境監視

環境保全措置を講じないと判断した項目のうち、特に配慮が必要と考えられる「宍道湖沿岸域及び大橋川水域における、ヤマトシジミ及びホトトギスガイの分布状況」、「大橋川における底生魚の稚魚の遡上状況」について環境監視を行うこととする。

また、対象事業が流動（塩分）を始めとする水環境や動植物及び生態系に与える影響の程度、並びに、環境保全措置の実施の内容の実現の程度については、モニタリング等によって確認しながら事業を進めることとし、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、新たな環境保全措置を含めた対策の検討を行い、必要に応じて適切な対応を行うこととする。

モニタリングは、協議会等を組織し、意見、助言を得て作成した計画に基づき実施することとする。実施にあたっては、必要に応じて関係機関等との情報の交換、共有化を図りながら効率的に行い、その結果は、広く住民に公表することとする。

【H20.2「一次とりまとめ」の内容】

環境保全措置を講じないと判断した項目のうち、特に配慮が必要と考えられる「宍道湖沿岸域及び大橋川水域における、ヤマトシジミ及びホトトギスガイの分布状況」、「大橋川における底生魚の稚魚の遡上状況」について環境監視を行うこととする。

なお、対象事業が流動（塩分）を始めとする水環境や動植物及び生態系に与える影響の程度、並びに、環境保全措置の実施の内容の実現の程度についても確認しながら事業を進め、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、新たな環境保全措置を含めて対策を検討していくこととする。